

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第79号



男性も増加！ 脱毛エステのトラブル

「高額プランを強引に勧められた」「混んでいて予約がとれない」「思ったより効果がない」など全国の消費生活センターなどには脱毛エステについての相談が多く寄せられています。4～6月の相談件数は、昨年同時期と比べて約3倍に増加しました。契約当事者の年代は、10～20歳代の割合が高く、女性からの相談が多い傾向にありますが、令和2年度からは男性からの相談も増加しています。

■トラブル防止のポイント
①「お試し施術」「月額○○○円」など低価格の広告をうのみにしない。

低価格の広告を見て店舗に向いたところ高額なコースを勧誘されたというケースが目立ちます。気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

②強引に契約を迫られても、きっぱりと断る。

「割引は今日だけ」などとせかされるケースも見受けられます。金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

③契約は慎重に検討する。

分割払い(個別クレジット)の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認しましょう。また、長期間にわ

たる契約では、脱毛機器が肌に合わないことや、事情が変わって通えなくなるなど、解約しなくてはならない状況も想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。

■クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。

エステの契約は、契約期間が1カ月を越え、かつ契約金額5万円を超える場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎても契約期間内であれば、違約金を払って中途解約できる場合もありますので、早めに消費生活センターに相談してください。

相談事例紹介

訪問買い取り(訪問購入)のトラブルに注意！

今月の相談

ある訪問買い取り業者から「古着などの不用品を買い取ります」と電話があり、自宅に来てもらったが、用意した古着を見ずに「貴金属はないか」としつこく聞かれた。何とか断って被害はなかったが、今後のため対処法を知りたい。

この相談のように、買い取りを承諾していないものを売るようにと事業者に迫られても、商品を見せずに毅然と断ることが大切です。長時間、居座られてしつこく勧誘されたり脅されたりした場合は、警察に通報しても構いません。

訪問買い取り(訪問購入)では、このほかに消費者を守るためのさまざまなルールが定められています。例えばいわゆる「飛び込み」の勧誘や事前に消費者の同意のないもの(事例では貴金属)の勧誘をすることはできません。また、事業者は勧誘に先立って会社名や氏名、勧誘の目的などをはっきり消費者に伝え、物品の種類や価格、連絡先などを記載した契約書面を渡さなくてはなりません。買い取りを希望する場合はこれらを守っている事業者かどうかよく確かめ、契約書面を必ずもらいましょう。

訪問買い取りでは、契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフ(無条件の契約解除)ができます。この間は契約した物品の引き渡しを拒否できますが、一度、商品を引き渡してしまつと取り戻せないこともありますので、引き渡しは慎重に行いましょう。

訪問買い取りのトラブルがありましたら、消費生活センターに相談してください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に**介護施設**ができ、市内在住者のあなたには**入居権**がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に**権利**を**譲って**あげてほしい」と言われたので**承諾**した。後日、
弁護士を名乗る人から電話があり

「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。**違反金** 600万円支払わないと**逮捕**され拘置所に入ることになる」と言われた。お金を用意したがだまされているのではないか。

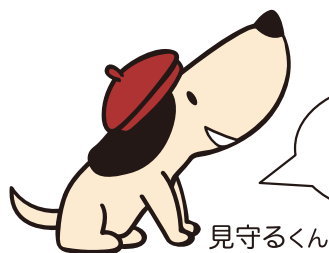
(80歳代 女性)

入居権...?



老人ホームなどの 入居権を譲ってという 電話は詐欺です

ひとこと助言



見守るくん

- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が、寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。
- 少しでも疑問や不安を感じた場合には、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。